

令和6年第1回

石川県議会定例会議案

(その六)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第72号	令和5年度石川県一般会計補正予算（第7号）	1
議案第73号	令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第5号）	7

議案第72号

令和5年度石川県一般会計補正予算(第7号)

令和5年度の石川県一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,055,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ846,927,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の変更及び追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月11日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 222,325,861	千円 1,145,000	千円 223,470,861
	2 国庫補助金	93,414,514	1,145,000	94,559,514
15 県債		132,505,000	910,000	133,415,000
	1 県債	132,505,000	910,000	133,415,000
歳入合計		844,872,288	2,055,000	846,927,288

議案第七十二号 令和五年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 生活環境費		千円 2,996,650	千円 835,000	千円 3,831,650
	1 生活環境費	2,996,650	835,000	3,831,650
13 災害復旧費		104,385,285	1,220,000	105,605,285
	1 農林水産業施設 災害復旧費	15,502,676	390,000	15,892,676
	2 土木施設災害復旧費	86,416,845	830,000	87,246,845
歳 出 合 計		844,872,288	2,055,000	846,927,288

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			補			正			後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法
漁港災害復旧事業費	391,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間を短縮し、借入及び償還は繰上償還することができる。	471,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間を短縮し、借入及び償還は繰上償還することができる。				8.5%以内(ただし、利率見直し式で借りつけられる資金について、利率の見直しを行った後、当該利率)				8.5%以内(ただし、利率見直し式で借りつけられる資金について、利率の見直しを行った後、当該利率)	
港湾災害復旧費	1,959,000			2,789,000											
計	132,505,000			133,415,000											

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費		100,051,162	390,000	100,441,162
		令和6年能登半島地震災害復旧費	14,721,681	390,000	15,111,681
		令和6年能登半島地震災害復旧費	200,000	160,000	360,000
		令和6年能登半島地震災害復旧費	—	210,000	210,000
		令和6年能登半島地震緊急流木除去費	—	20,000	20,000
合		計	217,270,553	390,000	217,660,553

議案第73号

令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第5号)

令和5年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ5,018,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月11日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 208,717	千円 830,000	千円 1,038,717
	1 繰入金	208,717	830,000	1,038,717
4 県債		1,531,000	510,000	2,041,000
	1 県債	1,531,000	510,000	2,041,000
6 国庫支出金		—	1,560,000	1,560,000
	1 国庫補助金	—	1,560,000	1,560,000
歳入合計		2,118,002	2,900,000	5,018,002

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 港湾災害復旧費		千円 355,000	千円 2,900,000	千円 3,255,000
	1 港湾災害復旧費	355,000	2,900,000	3,255,000
歳出合計		2,118,002	2,900,000	5,018,002

議案第七十三号 令和五年度石川県港湾整備特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
港湾災害復旧費	355,000	普通貸借又は証券発行	入先の融通条件によ る。ただし、県政そ の都合により、据置 期間を短縮し、借 入の償還は繰上るこ とができる。	865,000	普通貸借又は証券発行	入先の融通条件によ る。ただし、県政そ の都合により、据置 期間を短縮し、借 入の償還は繰上るこ とができる。
計	1,531,000			2,041,000		

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計
2 港湾災害復旧費	1 港湾災害復旧費		336,000	2,900,000	3,236,000
		令和6年能登半島地震 港湾災害復旧費	—	2,900,000	2,900,000
合 計			446,000	2,900,000	3,346,000